「新潟県における近世・近代の埋蔵文化財保護に関する基準」（案）の概要

１目的	・近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の保護と土木工事等の円滑な調整及びその両立を図る

２対象とする年代	・近世…西暦1598年から西暦1867年まで ・近代…西暦1868年から西暦1945年まで

３周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択及び保護措置の決定	(1)埋蔵文化財包蔵地として扱う対象	・全部もしくは一部が埋蔵状態にあるもの
	(2)埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分	・近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の区分と具体例（遺跡区分）を提示
	(3)周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択と周知化の範囲	・遺跡区分のうちすべてを周知化するものと一部を周知化するもの ・遺跡の範囲全体を周知化するものと一部を周知化するもの
	(4)周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択から保護措置の決定	・対象の選択から保護措置の決定に至る手順を提示

４周知の埋蔵文化財包蔵地の決定	(1)埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握、対象の選択	・所在・範囲の把握、対象の選択は原則市町村が行う ・地方公共団体以外が把握したときは、市町村に連絡し、市町村は対象の選択を行う
	(2)土地所有者等への説明	・埋蔵文化財包蔵地を把握した者は、土地所有者等に保護の必要性を説明する ・地方公共団体以外が把握したときは、市町村が土地所有者等に説明する
	(3)周知の埋蔵文化財包蔵地の決定	・県は市町村と調整し、新潟県文化財保護審議会に意見照会の上、決定する

５周知の埋蔵文化財包蔵地以外の取扱い	(1)周知の埋蔵文化財包蔵地以外で、近世・近代の埋蔵文化財包蔵地が発見された場合の取扱い	・「４周知の埋蔵文化財包蔵地の決定」に準じて手続きをする ・文化保護法第96条・第97条に基づく届出・通知を受理した市町村は、この基準等を踏まえ、遺跡の取扱い意見を付して県に副申する
	(2)中世以前の遺跡の上層で、近世・近代の埋蔵文化財包蔵地が発見された場合の取扱い	・「４周知の埋蔵文化財包蔵地の決定」に準じて手続きをする ・土木工事等に伴う発掘調査で発見した場合は、遺跡の取扱いについて事業者に説明する
	(3)史料等から重要な遺跡が埋蔵されていることが予想される場合の取扱い	・遺跡分布図等の資料に表示するなどして、事業者に注意を促す

６その他	(1)土木工事等との調整	・「埋蔵文化財が所在する可能性がある区域」で工事等が計画された場合は、事業者と調整する
	(2)近世・近代の埋蔵文化財保護の計画的な推進	・文化財保存活用地域計画に位置づけるなどして、保護の推進に努める
	(3)本基準を踏まえた取扱いの判断根拠	・取扱いの根拠となった資料等を適切に保管する
	(4)本基準の見直しに係る県の役割	・近世・近代の遺跡の保護について、公平な取扱いができるよう努め、市町村に適切な助言を行う ・保護の取組を推進するため、基準の見直しを適宜行う